

## 第3回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月5日(火)午後2時
2. 開催場所 おりなす八女小ホール
3. 出席農業委員(19名)
 

1番 中村 輝義	2番 大坪 知美子	3番 服部 正文
5番 仁賀木 義文	6番 池尻 律芳	7番 平井 照也
8番 塩塚 義治	9番 樋口 重樹	10番 高山 和典
11番 國武 覚	12番 溝田 耕一	15番 田形 隆徳
16番 大津 達喜	17番 伊藤 正博	19番 松本 敬介
20番 井手 洋一	22番 丸林 京市	23番 堤 正義
24番 月足 靖彦		
4. 出席最適化推進委員(13名)
 

1番 伊藤 正二	4番 生武 光雄	7番 角 秀次
11番 大隈 弘志	13番 中嶋 壽敏	15番 室園 千秋
16番 延 和洋	17番 仁田原正一郎	27番 水本 敏明
29番 益本 秀明	30番 森 義則	32番 東 正洋
45番 二田 俊秀		
5. 欠席委員 農業委員(5名)
 

4番 牛島 孝之	13番 仁田原 一太	14番 八田 久男
18番 小川 哲郎	21番 原 義博	
6. 欠席委員 最適化推進委員(0名)
7. 議事日程
  - 第1 会議の成立
  - 第2 議事録署名委員の指名
  - 第3 議案の上程
  - 第4 議案の審議

報告第	5号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
議案第	9号	農地法第3条の規定による許可申請書の処理について
議案第	10号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について
報告第	6号	農地改良行為の届出について
議案第	11号	農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 12号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 松藤 洋治 次長 平島 聡 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美  
黒木支所 森松 和久 立花支所 井上 良徳 木下 瑠璃花  
上陽支所 近藤 大生 星野支所 山口 輝信 矢部支所 今里 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長

皆様こんにちは。本年2月は特に梅の開花時期が早かったようで、立花町の観梅会も梅の開花が早まっていたようです。しかしながら、2月末から急激に気温の低下がみられました。3月に入り、山間部では、朝に降雪や凍結が見られました。農作物等の被害も若干見られたような状況になっております。今後の急激な気温の変化に対応していただきながら作物が順調に育つことを願っております。それでは本日は令和6年度第3回農業委員会総会を開催いたしましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員19名、

農地利用最適化推進委員13名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、19番 松本 敬介 委員、20番 井手 洋一 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、そのように決定いたしました。

日程 第3・議案の上程を行います。

案件の朗読を事務局よりお願いいたします。

事務局	<p style="text-align: center;">(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり報告2件・議案4件を一括議題といたします。 それでは1ページをお願いします。 報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について通知の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については8件です。総合計については、3ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地13筆のうち田8筆、畑5筆、合計面積12,306㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。</p> <p>4ページをお願いします。</p> <p>議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を農業委員16番お願いします。</p>
農業委員 16番	<p>番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請です。</p>
議長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

推進委員 1 1 番	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号2番の説明を最適化推進委員11番お願いします。</p> <p>番号2番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の相手方の要望ということでの所有権移転売買の申請 です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
農業委員 2 番	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号3番の説明を農業委員2番お願いします。</p> <p>番号3番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望 と、譲り受け人の経営拡大ということでの所有権移転売買の申請 です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号4番の説明を農業委員23番お願いします。</p>

<p>農業委員 23番</p>	<p>番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。譲り受け人は、申請地の近くに住宅を取得されており、家庭菜園の農地として利用される予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。続いて番号5番の説明を農業委員12番お願いします。</p>
<p>農業委員 12番</p>	<p>番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。譲り受け人は、申請地の近くに令和2年に住宅を取得し、福岡市より移住されており家庭菜園の農地として利用される予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。続いて番号6番について農業委員10番は、八女市農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので席を下げてくださいようお願いします。</p> <p>それでは、最適化推進委員29番説明をお願いします。</p>

<p>推進委員 29番</p>	<p>番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 農業委員10番は席にお戻りください。 続いて番号7番の説明を最適化推進委員32番お願いします。</p>
<p>推進委員 32番</p>	<p>番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号8番の説明を農業委員10番お願いします。</p>
<p>農業委員 10番</p>	<p>番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は熊本県山鹿市の方で主に銀杏を作付けし出荷され</p>

議 長	<p>てきました。この度、八女市の方で農地所有適格法人として農地の権利を取得され、キウイを作付けされます。出荷先は青果市場や産地直売所を予定されています。</p> <p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の権利を取得することのできる法人のことを、農地所有適格法人といい、農地法に定義されております。要件としましては4点あります。1点目は、法人形態要件で、農事組合法人・株式会社・合名会社・合資会社・合同会社のいずれかであることとあります。この法人は、合同会社であるため要件を満たしています。2点目は事業要件で、法人の主たる事業が農業とその農業に関することとあります。事業内容は、会社の定款と事業計画書にて確認をいたしましたところ、農産物の生産・加工・出荷となっており、事業収入もすべてが農業収益でありますので、事業要件を満たしています。3点目は議決権要件で、法人の総議決権の過半は、農地の提供者や法人の農業の常時従事者等である必要があるとされています。この法人は、議決権の100%を法人の常時従事者が占めておりますので、議決権要件を満たしています。4点目は、役員要件で、法人の理事の過半がその法人の農業に年間150日以上従事し、かつ1名以上が農作業に60日以上従事するとありますが、この法人は役員2名全員が農業に常時従事をされるとのことで、その要件も満たしますので、以上の4つの要件をすべて満たしていることをご報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。地元委員の説明及び事務局による補足説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>推進委員 4 5 番</p>	<p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号 9 番の説明を最適化推進委員 4 5 番お願いします。</p> <p>番号 9 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>農業委員 6 番</p>	<p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号 1 0 番の説明を農業委員 6 番お願いします。</p> <p>番号 1 0 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 1 3 番</p>	<p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号 1 1 番の説明を最適化推進委員 1 3 番お願いします。</p> <p>番号 1 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の耕作不便と、 譲り受け人の耕作利便による所有権移転贈与の申請です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。続いて番号12番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>番号12番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。続いて番号13番の説明を農業委員12番お願いします。</p>
農業委員 12番	<p>番号13番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

推進委員 27番	<p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号14番の説明を最適化推進委員27番お願いします。</p> <p>番号14番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
農業委員8 番	<p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号15番の説明を農業委員8番お願いします。</p> <p>番号15番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
推進委員 30番	<p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号16番の説明を最適化推進委員30番お願いします。</p> <p>番号16番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>

議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。続いて番号17番の説明を最適化推進委員30番お願いします。</p>
推進委員 30番	<p>番号17番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。9ページをお願いいたします。議案第10号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。今回は、所有権移転の案件が2件ございます。番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。続いて、番号2番についてご説明いたします。譲り渡し人より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。          ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案の通り決定いたしました。          10ページをお願いします。          報告第6号 農地改良行為の届出について番号1番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>番号1番についてご説明いたします。          申請地は、九州電工八女営業所より北へ200メートルほど進んだ農地です。この土地を客土し、野菜の作付けをされる予定です。隣接農地の同意報告もございます。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。          質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。          11ページをお願いします。          議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について先程番号1番は取り下げられましたので、番号2番について審議いたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p>

議 長	<p>続いて最適化推進委員 29 番説明をお願いします。</p>
推進委員 29 番	<p>番号 2 番についてご説明いたします。 申請地は、立花中学校から北東へ約 700 メートルの場所で、矢部川の南側に位置する農地です。（議案書朗読） この土地を、自宅用の駐車場として使用するための申請です。 隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られております。</p>
議 長	<p>現地調査の報告を農業委員 1 番をお願いします。</p>
農業委員 1 番	<p>番号 2 番についてご説明いたします。2 月 22 日に現地調査を行った結果、自宅用の駐車場の計画であり生活雑排水は発生しません。また、本申請地は砂利敷きで、雨水は自然流下により排水する計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 12 ページをお願いいたします。 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の処理について番号 1 番の農地区分について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められた農地であり、第 3 種農地と判断します。</p>

議 長	続いて最適化推進委員 1 番説明をお願いします。
推進委員 1 番	番号 1 番についてご説明いたします。申請地は、福岡法務局八女支局より南へ 200メートルほど進んだ農地になります。（議案書朗読）この土地を賃貸借で譲り受けられ、資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾もとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 9 番をお願いします。
農業委員 9 番	2月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水については発生しません。雨水については、南東に柵を付け、既存のパイプを経由して水路へ放流される計画です。隣接農地への影響等、特段問題は無いと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)  異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 2 番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居

	<p>住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員 4 番説明をお願いします。</p>
推進委員 4 番	<p>番号 2 番についてご説明いたします。申請地は、上妻小学校より北へ 100メートルほど進んだ農地になります。（議案書朗読）この土地を共同住宅用地 2 棟 8 戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり水利の承諾もとれており、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>現地調査の報告を農業委員 7 番お願いします。</p>
農業委員 7 番	<p>2 月 26 日に現地調査を行った結果、生活雑排水については浄化槽で処理され、雨水とともに南東側の側溝へ放流される計画です。隣接農地への影響等、特段問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 3 番について農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内</p>

	<p>にある農地であって、第2種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて農業委員22番説明をお願いします。</p>
農業委員 22番	<p>番号3番についてご説明いたします。申請地は、公立八女総合病院より南東へ300メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読)この土地を譲り受けられ通路用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>現地調査の報告を最適化推進委員14番お願いします。</p>
推進委員 14番	<p>2月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は自然流下です。隣接農地への影響等、特段問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号4番について農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、1種農地と判断します。内容は2番と同じです。</p>

議 長	続いて最適化推進委員 7 番説明をお願いします。
推進委員 7 番	番号 4 番についてご説明いたします。申請地は、八幡小学校より南西へ 500メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読) この土地を使用貸借で譲り受けられ、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 16 番お願いします。
推進委員 16 番	番号 4 番についてご説明いたします。2月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、東側側溝に排水されます。雨水も東側側溝へ排水されます。隣接農地への影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)  異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 5 番について農業委員 11 番は八女市農業委員会会議規則 11 条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので席を下げてくださいようお願いいたします。 それでは番号 5 番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第

議 長	<p>2種農地と判断します。</p> <p>続いて農業委員2番説明をお願いします。</p>
農業委員 2番	<p>番号5番について説明いたします。申請地は、前古賀工業団とより東へ高速道路を挟んで隣接する農地になります。(議案書朗読)この土地を譲り受けられ事業用駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>現地調査の報告を最適化推進委員15番説明をお願いします。</p>
推進委員 15番	<p>番号5番についてご説明いたします。</p> <p>2月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生いたしません。雨水については、南側水路及び北側河川へ排水されます。隣接農地への影響等、特段問題ないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。農業委員11番は元の席へお戻りください。</p> <p>続いて番号6番について農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、第3種農地と判断し内容は1番と同じです。</p>

議 長	続いて農業委員 15 番説明をお願いします。
農業委員 15 番	番号 6 番についてご説明いたします。申請地は、八女市黒木町本分国道 442 号線大野原交差点より南に約 90 m に位置する農地です。(議案書朗読)この土地を使用貸借で借り受けられ、自身の専用住宅の建設用地として利用するための申請です。隣接する農地は申請者以外の農地はありませんので、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 17 番をお願いします。
推進委員 17 番	番号 6 番についてご説明いたします。2 月 27 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、西側の側溝に排水されます。雨水については地下浸透及び西側の側溝に排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)  異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 7 番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、第 1 種農地と判断します。内容は 2 番と同じです。

議 長	続いて農業委員 1 5 番説明をお願いします。
農業委員 1 5 番	番号 7 番についてご説明いたします。申請地は、八女市黒木町湯辺田の公立八女総合病院介護老人保健施設回寿園より、東南に 2 3 0 m ほど進んだ国道 4 4 2 号線に隣接する農地です。(議案書朗読)この土地を売買により取得され、自身の専用住宅の建設用地として利用するための申請です。隣接する農の承諾もあり、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 1 7 番をお願いします。
推進委員 1 7 番	番号 7 番についてご説明いたします。 2 月 2 7 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、東側の排水路に排水されます。雨水については地下浸透及び東側の排水路、南の側溝に排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)  異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 以上で総会議案の審議は全て終了しました。 これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れ様でした。

(閉会宣言 2時51分)

令和6年3月5日

議長 月足 靖彦

19番 松本 敬介

20番 井手 洋一